

議案第5号

高根沢町国民健康保険税条例及び高根沢町介護保険条例の一部改正について

高根沢町国民健康保険税条例（昭和33年高根沢町条例第10号）及び高根沢町介護保険条例（平成12年高根沢町条例第5号）の一部を改正する条例を、別紙のように定める。

令和4年6月7日

高根沢町長 加藤公博

高根沢町国民健康保険税条例及び高根沢町介護保険条例の
一部改正の概要について

1 改正理由

国民健康保険税や介護保険料の納税義務者や納付義務者の便益を図るため、納期及び減免申請期限について所要の改正を行うほか、あわせて文言の整理をするものです。

2 改正概要

(1) 高根沢町国民健康保険税条例の一部改正 (第1条)

ア 第12条第1項中、普通徴収の納期の始まりの日を月の初日に変更し、納付の期間を広げるもの

イ 第24条第2項中、減免の申請について、「納期限前7日まで」であったものを「納期限まで」行うことができるようにするもの

ウ 附則第2項中、文言を整理するもの

(2) 高根沢町介護保険条例の一部改正 (第2条)

ア 第5条第1項中、普通徴収の納期の始まりの日を(1)のアと同様に改めます。

イ 第11条第2項中、減免の申請期限を(1)のイと同様に改めます。

3 施行日

公布の日

高根沢町国民健康保険税条例及び高根沢町介護保険条例の一部を改正する条例

(高根沢町国民健康保険税条例の一部改正)

第1条 高根沢町国民健康保険税条例（昭和33年高根沢町条例第10号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(納期)</p> <p>第12条 普通徴収によって徴収する国民健康保険税の納期は、次のとおりとする。</p> <p>第1期 <u>7月1日から</u>同月31日まで</p> <p>第2期 <u>8月1日から</u>同月31日まで</p> <p>第3期 <u>9月1日から</u>同月30日まで</p> <p>第4期 <u>10月1日から</u>同月31日まで</p> <p>第5期 <u>11月1日から</u>同月30日まで</p> <p>第6期 <u>12月1日から</u>同月25日まで</p> <p>第7期 <u>1月1日から</u>同月31日まで</p> <p>第8期 <u>2月1日から</u>同月末日まで</p> <p>(国民健康保険税の減免)</p> <p>第24条</p> <p>2 前項の規定によって国民健康保険税の減免を受けようとする者は、<u>納期限まで</u>に、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>附 則</p> <p>(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>2 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上である者に係る</p>	<p>(納期)</p> <p>第12条 普通徴収によって徴収する国民健康保険税の納期は、次のとおりとする。</p> <p>第1期 <u>7月16日から</u>同月31日まで</p> <p>第2期 <u>8月16日から</u>同月31日まで</p> <p>第3期 <u>9月16日から</u>同月30日まで</p> <p>第4期 <u>10月16日から</u>同月31日まで</p> <p>第5期 <u>11月16日から</u>同月30日まで</p> <p>第6期 <u>12月16日から</u>同月25日まで</p> <p>第7期 <u>1月16日から</u>同月31日まで</p> <p>第8期 <u>2月16日から</u>同月末日まで</p> <p>(国民健康保険税の減免)</p> <p>第24条</p> <p>2 前項の規定によって国民健康保険税の減免を受けようとする者は、<u>納期限前7日</u>までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>附 則</p> <p>(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>2 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上である者に係る</p>

<p>ものに限る。)の控除を受けた場合における第21条第1項の規定の適用については、<u>同項中</u>「法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5第1項に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。)及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。</p>	<p>ものに限る。)の控除を受けた場合における第21条第1項の規定の適用については、<u>同条中</u>「法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5第1項に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。)及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。</p>
---	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(高根沢町介護保険条例の一部改正)

第2条 高根沢町介護保険条例(平成12年高根沢町条例第5号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(普通徴収に係る納期)</p> <p>第5条 普通徴収に係る保険料の納期(以下「納期」という。)は、次のとおりとする。</p> <p>第1期 <u>7月1日から</u>同月31日まで</p> <p>第2期 <u>8月1日から</u>同月31日まで</p> <p>第3期 <u>9月1日から</u>同月30日まで</p> <p>第4期 <u>10月1日から</u>同月31日まで</p> <p>第5期 <u>11月1から</u>同月30日まで</p> <p>第6期 <u>12月1日から</u>同月25日まで</p> <p>第7期 <u>1月1日から</u>同月31日まで</p> <p>第8期 <u>2月1日から</u>同月末日まで</p> <p>(保険料の減免)</p> <p>第11条</p> <p>2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については<u>納期限</u>までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の支払に係る月の前前月の15日までに、次に掲げる事項を記載した申請</p>	<p>(普通徴収に係る納期)</p> <p>第5条 普通徴収に係る保険料の納期(以下「納期」という。)は、次のとおりとする。</p> <p>第1期 <u>7月16日から</u>同月31日まで</p> <p>第2期 <u>8月16日から</u>同月31日まで</p> <p>第3期 <u>9月16日から</u>同月30日まで</p> <p>第4期 <u>10月16日から</u>同月31日まで</p> <p>第5期 <u>11月16日から</u>同月30日まで</p> <p>第6期 <u>12月16日から</u>同月25日まで</p> <p>第7期 <u>1月16日から</u>同月31日まで</p> <p>第8期 <u>2月16日から</u>同月末日まで</p> <p>(保険料の減免)</p> <p>第11条</p> <p>2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については<u>納期限前7日</u>までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の支払に係る月の前前月の15日までに、次に掲げる事項を記載し</p>

書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、町長に提出しなければならない。

た申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、町長に提出しなければならない。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。